

令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を改正する件（案）についての意見・情報の募集について

令和8年3月11日
農林水産省消費・安全局

この度、「令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を改正する件（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上で、決定することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）においては、法第4条第1項第5号の「農薬を使用するときは、使用に際し、法第3条第2項第4号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき」に該当すると認めるときは、農薬の登録を拒否しなければならないものとされており（法第4条第1項柱書）、同項第5号に該当するかどうかの基準については、農林水産大臣が定めて告示することとされています（同条第2項）。

当該基準は令和元年農林水産省告示第480号（以下「告示」という。）において定められており、現行の告示第1号においては、農薬の使用に際し、被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなることと規定されています。

今般、土壌くん蒸剤である1, 3-ジクロロプロペン（別名D-D）の再評価において、農業資材審議会農薬分科会での審議の結果、当該剤については農薬使用者暴露許容濃度及び急性農薬使用者暴露許容濃度の設定が必要となったことを踏まえ、「暴露量」に限定した規定となっている告示第1号を、「暴露濃度」も含むことができるよう、別紙のとおり一部改正することを予定しております。

つきましては、本件について、広く国民の皆様からの意見・情報を募集します。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、[意見入力へ](#)のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

頂いた御意見については、個人情報を除き全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

また、提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡等に利用するほか、当該意見・情報の内容に応じて、農林水産省内の関係部署、関係府省等に共有することがあります。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

5 意見・情報受付期間

令和8年3月11日～令和8年4月10日
（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

告示改正案

○農林水産省告示第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者が当該農薬に暴露する程度が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>一 当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。</p> <p>二 四（略）</p>